

変更届該当事項等一覧(一時預かり事業・病児保育事業)

◎浜松市

※この資料は、浜松市内の幼児教育・保育関係事業者の事務の効率化等のために作成したものです。浜松市以外において使用することを禁じます。

○一時預かり事業・病児保育事業

施設の類型	該当事項一覧	別紙
		一時預かり事業 病児保育事業

変更届該当事項一覧(一時預かり事業・病児保育事業)

202312ver

		児童福祉法(昭和22年法律第164号)						子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)							
(1)主な事例と関係法令等		一時預かり事業 ※一般型等		病児保育事業		特定子ども・子育て支援施設等 ※一時預かり事業・病児保育事業等									
区分	No.	a		b		c		d		e	f				
		主な事例		児童福祉法施行規則(昭和23年3月31日厚生省令第11号)		児童福祉法施行規則(昭和23年3月31日厚生省令第11号)		子ども・子育て支援法施行規則(平成26年6月9日内閣府令第44号)			備考	入力様式等			
		様式:一時預かり事業変更届		※別紙1参照		様式:病児・病後児保育事業変更届		※別紙1参照		使用する入力様式		添付書類(詳細は各入力様式を参照)			
法人共通事項	1	経営者の氏名又は法人の名称/設置者又は申請者の名称の変更	第36条の33第1項第2号	経営者の氏名(法人であるときは、その名称)	事後	第36条の38第1項第2号	経営者の氏名(法人であるときは、その名称)	事後	第53条の3第1項による第53条の2第2号	特定子ども・子育て支援提供者の名称	事後	-	「C-9_基本様式(特定子ども変更届)」 「C-10_基本様式(一時預かり、病児保育)」	(必要な添付書類については、幼児教育・保育課へ確認すること)	
	2	経営者の住所又は法人の主たる事務所の所在地/設置者又は申請者の主たる事務所の所在地の変更	第36条の33第1項第2号	経営者の住所(法人であるときは、その主たる事務所の所在地)	事後	第36条の38第1項第2号	経営者の住所(法人であるときは、その主たる事務所の所在地)	事後	第53条の3第1項による第53条の2第2号	主たる事務所の所在地	事後	-			
	3	設置者又は申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名の変更	-	-	-	-	-	-	第53条の3第1項による第53条の2第2号	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	事後	・住所のみの変更も変更届該当事項であることに留意すること	「C-5_変更届(代表者及び役員)」又は「C-6_変更届(代表者のみ)」 ※添付書類として、C-5-1	・役員一覧表 兼 誓約書 ・代表者の履歴書 ・職歴に関する確認調書(代表者)(C-5-1)	
	4	役員の名、生年月日及び住所の変更	-	-	-	-	-	-	第53条の3第1項による第53条の2第8号	役員の名、生年月日及び住所	事後		「C-5_変更届(代表者及び役員)」又は「C-7_変更届(役員のみ)」	・役員一覧表 兼 誓約書	
	5	設置者又は申請者の登記事項証明書の変更 ※別紙3参照	-	-	-	-	-	-	第53条の3第1項による第53条の2第4号	登記事項証明書(当該確認に係る事業に関するものに限る)	事後	登記手続きに時間を要する場合は、変更届のみに先に提出し、登記事項証明書は後日追加提出とする	「C-4_変更届(定款・寄附行為・登記等)」	・登記事項証明書(変更後のもの)	
	6	条例、定款その他の基本約款/設置者又は申請者の定款、寄附行為等の変更 ※別紙2参照	第36条の33第1項第3号	条例、定款その他の基本約款	事後	第36条の38第1項第3号	条例、定款その他の基本約款	事後	第53条の3第1項による第53条の2第4号	定款、寄附行為等(当該確認に係る事業に関するものに限る)	事後	-	-	・定款、寄附行為等の変更に関する認可通知又は受理通知の写し ・定款、寄附行為等(変更後のもの) ・定款、寄附行為等の新旧対照表(もしくは変更前後が分かるもの)	
個別施設事項	7	事業の用に供する施設の名称/施設又は事業所の名称の変更	第36条の33第1項第7号	事業の用に供する施設の名称	事後	第36条の38第1項第7号	事業の用に供する施設の名称	事後	第53条の3第1項による第53条の2第1号	施設又は事業所の名称	事後	-	「C-9_基本様式(特定子ども変更届)」 「C-10_基本様式(一時預かり、病児保育)」	(必要な添付書類については、幼児教育・保育課へ確認すること)	
	8	事業の用に供する施設の種類のの変更	第36条の33第1項第7号	事業の用に供する施設の種類の	事後	第36条の38第1項第7号	事業の用に供する施設の種類の	事後	-	-	-	-	「C-10_基本様式(一時預かり、病児保育)」	(必要な添付書類については、幼児教育・保育課へ確認すること)	
	9	事業の用に供する施設の所在地/施設又は事業所の設置の場所の変更	第36条の33第1項第7号	事業の用に供する施設の所在地	事後	第36条の38第1項第7号	事業の用に供する施設の所在地	事後	第53条の3第1項による第53条の2第1号	設置の場所	事後	-	「C-9_基本様式(特定子ども変更届)」 「C-10_基本様式(一時預かり、病児保育)」	(必要な添付書類については、幼児教育・保育課へ確認すること)	
	10	施設又は事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所の変更	-	-	-	-	-	-	第53条の3第1項による第53条の2第6号	施設又は事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	事後	・住所のみの変更も変更届該当事項であることに留意すること	「C-8_変更届(管理者)」 ※添付書類として、C-5-1	・管理者の資格を証する書類 ・管理者の履歴書 ・職歴に関する確認調書(管理者)(C-5-1)	
	11	事業の種類及び内容の変更	第36条の33第1項第1号	事業の種類及び内容	事後	第36条の38第1項第1号	事業の種類及び内容	事後	-	-	-	・子ども・子育て支援施設等の種類の追加や減少については、変更届ではなく、申請書や辞退届の対象となる			
	12	職員の定数及び職務の内容の変更	第36条の33第1項第4号	職員の定数及び職務の内容	事後	第36条の38第1項第4号	職員の定数及び職務の内容	事後	-	-	-	-	-		
	13	主な職員の氏名及び経歴の変更	第36条の33第1項第5号	主な職員の氏名及び経歴	事後	第36条の38第1項第5号	主な職員の氏名及び経歴	事後	-	-	-	-	-		
	14	事業を行おうとする区域の変更	第36条の33第1項第6号	事業を行おうとする区域	事後	第36条の38第1項第6号	事業を行おうとする区域	事後	-	-	-	-	-	「C-10_基本様式(一時預かり、病児保育)」	・収支予算書 ・事業計画書 ・建物平面図(建物その他設備の規模及び構造が分かること) ※変更内容により異なる
	15	利用定員の変更	第36条の33第1項第7号	利用定員	事後	第36条の38第1項第7号	利用定員	事後	-	-	-	-	-		
16	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面の変更	第36条の33第1項第8号	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面	事後	第36条の38第1項第8号	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面	事後	-	-	-	-	-			
17	事業開始の予定年月日の変更	第36条の33第1項第9号	事業開始の予定年月日	事後	第36条の38第1項第9号	事業開始の予定年月日	事後	-	-	-	-	-			
その他	18	開始	(児童福祉法第34条の12第1項)	(様式:一時預かり事業開始届)	事前	(児童福祉法第34条の18第1項)	(様式:病児保育事業開始届)	事前	(子ども・子育て支援法第58条の2)	(様式:特定子ども・子育て支援施設等確認申請書)	事前	-	該当する様式を使用 「C-1(一時預かり)開始届、特定子ども申請書」 「C-2(一時預かり)特定子ども申請書のみ」 「C-3(病児保育)開始届、特定子ども申請書」	・収支予算書 ・事業計画書 ・条例、定款その他基本約款 ・建物平面図(建物その他設備の規模及び構造が分かること) など	
	19	廃止・辞退	(児童福祉法第34条の12第3項)	(様式:一時預かり事業廃止届)	事前	(児童福祉法第34条の18第3項)	(様式:病児保育事業廃止届)	事前	(子ども・子育て支援法第58条の6第1項)	(様式:特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届)	事前	-	該当する様式を使用 「C-11_一時預かり廃止届、特定子ども辞退届」 「C-12_病児保育廃止届、特定子ども辞退届」 ※休止の場合については、幼児教育・保育課へ確認すること	-	

(注)この資料は、関係法令を要約して作成したものであるため、必ず関係法令を確認のうえ、対応すること ※別紙6参照

(別紙1)提出時期について

届出等の提出時期について、次のとおり法令等で定められていることから、期限内に遅れることのないように対応すること

届出等の種類	提出時期が「事前」のもの		提出時期が「事後」のもの	
	根拠法令	提出期限	根拠法令	提出期限
一時預かり事業開始届	児童福祉法第34条の12第1項	あらかじめ		
一時預かり事業廃止届	児童福祉法第34条の12第3項	あらかじめ		
一時預かり事業変更届			児童福祉法第34条の12第2項	変更の日から1月以内
病児保育事業開始届	児童福祉法第34条の18第1項	あらかじめ		
病児保育事業廃止届	児童福祉法第34条の18第3項	あらかじめ		
病児保育事業変更届			児童福祉法第34条の18第2項	変更の日から1月以内
特定子ども・子育て支援施設等確認申請書	子ども・子育て支援法第58条の2	あらかじめ		
特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届	子ども・子育て支援法第58条の6第1項	あらかじめ(3月以上の予告期間)		
特定子ども・子育て支援施設等確認変更届			子ども・子育て支援法第58条の5	10日以内

※提出時期が「事前」のものの提出期限は「あらかじめ」と定められているが、原則として変更予定年月日の1週間前までを目安に提出すること

(別紙2) 定款・寄附行為等の変更について

定款・寄附行為等の変更について、「当該確認に係る事業に関するものに限る」(子ども・子育て支援法施行規則第53条の3第1項)とされており、次のとおり取り扱う

A: 社会福祉法人の場合

届出を要する主なもの ※以下に該当する項目の変更については、届出を要する	届出を要しない主なもの ※以下に該当する項目の変更については、原則として届出を要しない
<ul style="list-style-type: none"> ・目的 ・名称 ・経営の原則等 ・事務所の所在地 ・会計年度、会計処理の基準 ・基本財産の追加又は処分等(当該施設・事業所に関する部分の変更のみ) ・定款の変更 ・公告の方法その他 <p>その他、当該施設・事業所に関する部分の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員の定数、評議員の選任及び解任、評議員の任期、評議員の報酬等 ・評議員会の構成、権限、開催、招集、決議、議事録 ・役員(評議員を除く)の定数、役員の選任、理事の職務及び権限、監事の職務及び権限、役員の任期、役員の解任、役員の報酬等、職員 ・理事会の構成、権限、招集、決議、議事録 ・資産の区分、資産の管理、事業計画及び収支予算、事業報告及び決算、臨機の措置 ・基本財産の追加又は処分等(当該施設・事業所に關しない部分の変更) ・解散、残余財産の帰属 ・施行細則

※社会福祉法人定款例を参考に項目を作成

※社会福祉法第45条の36に規定する定款の変更の手続きは必要であることに留意すること

B: 学校法人の場合

届出を要する主なもの ※以下に該当する項目の変更については、届出を要する	届出を要しない主なもの ※以下に該当する項目の変更については、原則として届出を要しない
<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・事務所 ・目的 ・設置する学校(当該施設・事業所に関する部分の変更のみ) ・基本財産の追加又は処分等(当該施設・事業所に関する部分の変更のみ) ・会計、会計年度 ・寄附行為の変更 ・公告の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する学校(当該施設・事業所に關しない部分の変更) ・役員、理事の選任、監事の選任、親族関係者等の制限、役員の任期、外部役員(評議員を除く)の選任、役員の補充、役員の解任及び退任、役員の報酬、理事長の職務、理事の代表権の制限、理事長職務の代理等、監事の職務、理事会、業務の決定の委任、議事録 ・評議員会、議事録、諮問事項、評議員会の意見具申等、評議員の選任、任期、評議員の解任及び退任 ・資産の区分、基本財産の処分の制限、積立金の保管、経費の支弁 ・基本財産の追加又は処分等(当該施設・事業所に關しない部分の変更) ・予算及び事業計画、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、決算及び実績の報告、財産目録の備付け及び閲覧、資産総額の変更登記 ・解散、残余財産の帰属者、合併 ・書類及び帳簿の備付け ・施行細則

※一般的な学校法人の寄附行為を参考に項目を作成

C: 社会福祉法人及び学校法人以外の場合

全ての定款等の変更について、届出を要する

(別紙3) 登記事項(法人登記簿)の変更について

登記事項(法人登記簿)の変更について、「当該確認に係る事業に関するものに限る」(子ども・子育て支援法施行規則第53条の3第1項)とされており、次のとおり取り扱う

届出を要する主なもの ※以下に該当する項目の変更については、届出を要する	届出を要しない主なもの ※以下に該当する項目の変更については、原則として届出を要しない
<ul style="list-style-type: none">・名称、商号・主たる事務所、従たる事務所、本店・公告をする方法・法人成立の年月日、会社成立の年月日・目的等・役員に関する事項、社員に関する事項 (重任の場合など実質的に役員や社員が継続する場合を除く)・印鑑 <p>その他、当該施設・事業所に関する部分の変更</p>	<ul style="list-style-type: none">・役員に関する事項、社員に関する事項(重任の場合など実質的に役員や社員が継続する場合)・資産の総額・発行可能株式総数・発行済株式の総数並びに種類及び数・株券を発行する旨の定め・資本金の額・株式の譲渡制限に関する規定・取締役会設置会社に関する事項・監査役設置会社に関する事項・登記記録に関する事項

(別紙4)一時預かり事業の届出事項の変更について

一時預かり事業の以下の届出事項について、変更が生じる場合には届出が必要となる

児童福祉法第34条の12第2項による児童福祉法施行規則第36条の33第1項

[一時預かり事業の届出]

第36条の33 法第34条の12第1項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の種類及び内容
- 二 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 職員の定数及び職務の内容
- 五 主な職員の氏名及び経歴
- 六 事業を行おうとする区域(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。)
- 七 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員
- 八 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 九 事業開始の予定年月日

(参考)

児童福祉法

第34条の12 市町村、社会福祉法人その他の者は、内閣府令の定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、一時預かり事業を行うことができる。

- ② 市町村、社会福祉法人その他の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- ③ 市町村、社会福祉法人その他の者は、一時預かり事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

児童福祉法施行規則

第36条の33 (略)

② 法第34条の12第1項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第36条の34 法第34条の12第3項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に便宜を受けている乳幼児に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

(別紙5)病児保育事業の届出事項の変更について

病児保育事業の以下の届出事項について、変更が生じる場合には届出が必要となる

児童福祉法第34条の18第2項による児童福祉法施行規則第36条の38第1項

[病児保育事業の届出]

第36条の38 法第34条の18第1項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の種類及び内容
- 二 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 職員の定数及び職務の内容
- 五 主な職員の氏名及び経歴
- 六 事業を行おうとする区域(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。)
- 七 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員
- 八 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 九 事業開始の予定年月日

(参考)

児童福祉法

第34条の18 国及び都道府県以外の者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、病児保育事業を行うことができる。

- ② 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- ③ 国及び都道府県以外の者は、病児保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

児童福祉法施行規則

第36条の38 (略)

② 法第34条の18第1項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第36条の39 法第34条の18第3項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に便宜を受けている児童に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

(別紙6) (参考) 関係法令等の主なもの

○一時預かり事業の届出及び変更関係

- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- ・児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)
- ・児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)
- ・浜松市児童福祉法施行条例(平成24年浜松市条例第40号)
- ・浜松市児童福祉法施行細則(平成8年浜松市規則第53号)
- ・浜松市一時預かり事業事務取扱要綱

○病児保育事業の届出及び変更関係

- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- ・児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)
- ・児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)
- ・浜松市児童福祉法施行条例(平成24年浜松市条例第40号)
- ・浜松市児童福祉法施行細則(平成8年浜松市規則第53号)
- ・浜松市病児・病後児保育事業事務取扱要綱

○特定子ども・子育て支援施設等の確認申請及び変更関係

- ・子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号)
- ・子ども・子育て支援法施行令 (平成26年政令第213号)
- ・子ども・子育て支援法施行規則 (平成26年内閣府令第44号)
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (平成26年内閣府令第39号)
- ・浜松市子ども・子育て支援法施行条例 (平成26年浜松市条例第67号)
- ・浜松市子ども・子育て支援法施行細則 (平成26年浜松市規則第75号)
- ・浜松市子ども・子育て支援法に規定する子ども・子育て支援給付等に関する事務取扱要綱
- ・浜松市子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設等に関する事務取扱要綱